

市県民税

個人が1月から12月までの1年間に得た所得にかかる県と市の税金です。

市県民税の申告が必要な方

平成26年1月1日現在、田原市に住所があり、次に該当する方です。

①事業収入・給与・年金収入などのある方
②収入はないが、どなたの扶養にもなっていない方
③収入はないが、国民健康保険に加入している方
④収入はないが、介護保険の第1号被保険者の方（65歳以上の方）

※①～④に該当しても、確定申告書を提出する場合は、市県民税の申告は必要ありません。

介護保険と医療費控除

介護保険の認定を受けた方のおむつ代にかかる医療費控除

医師が「おむつを使用することが必要」と認めた方のおむつ代は、医療費控除の対象となります。申告には、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、この控除を受けるのが2年目以降の方は、高齢福祉課でも証明書を交付しています。

介護保険の認定を受けた方の障害者控除

認定に係る主治医意見書で、障害の程度や寝たきりであることが確認できれば、障害者控除の対象となります。申告には、高齢福祉課で交付する「認定書」が必要です。（ただし、身体障害者手帳をお持ちの方を除きます。）

※証明書・認定書の発行に関する手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

▶ 高齢福祉課 ☎23局3217

市県民税の申告

申告書は、市県民税の税額を正しく算出する基礎となります。申告がない場合、国民健康保険税や介護保険の保険料・利用料の軽減や減免が受けられないほか、市営住宅、融資、児童手当、保育園などの申請に必要な所得証明書なども発行されません。確定申告が必要なのか、市県民税の申告が必要なのかは、収入状況によって異なります。どちらで申告すれば良いか分からない場合は、お気軽にお問い合わせください。

▼ 税務課

☎23局3509



確定申告相談日程表

受付時間 ▶ 午前9時～午後4時

月/日	田原市役所 (大会議室)	渥美支所 (301会議室)	赤羽根市民センター (旧赤羽根支所)
2/17 月	吉胡・木綿台・吉胡台・西浦・姫見台・光崎	宇津江・八王子・村松	高松校区
18 火	浦	江比間・馬伏	
19 水	川岸・漆田(1～3区)・神戸市場・青津・希望が丘・赤松・志田・新美	伊川津・石神・夕陽が浜	
20 木	長上・久美原・浜田・百々・新浜	山田・高木・折立	赤羽根校区
21 金	大久保	古田・長沢	
24 月	相川・谷熊・やぐま台	福江	若戸校区
25 火	波瀬・片浜・片西・白谷	中山	
26 水	雲明・東馬草・山ノ神・西馬草・仁崎	小中山	
27 木	芦・南・彦田・保井・今方・北海道・野田市場・ほとと台	向山・保美・西山	
28 金	大草・大草団地・南町・谷ノ口・東ヶ谷・東赤石・サンコート	亀山・伊良湖・日出	
3/3 月	豊島・御殿山	堀切・和地・一色	
4 火	加治・赤石・衣笠・東滝頭	小塩津・和地・土田	この期間には受付 を行いません。 田原市役所会場 または渥美支所 会場をご利用くだ さい。
5 水	萱町(1～3区)・本町・新町		
6 木	一番東・一番西・三番組・四番組東・四番組西・四番組南・蔵王東ヶ丘・蔵王南ヶ丘		
7 金	八軒家・藤七原・鎌田		
10 月	この期間は地区別の指定はありませんが、例年大変混雑します。 できる限り早めに申告を行ってください。 ※昨年、田原会場で電子申告をされた方は、必ず「利用者識別番号等」 の分かる書類をお持ちください。		
11 火			
12 水			
13 木			
14 金			
17 月			

▶ 赤羽根市民センターでの受付は、2月17日(月)～27(木)の期間となります。2月28日(金)以降は、田原市役所会場または渥美支所会場をご利用ください。なお、市・県民税申告書は随時受付します。

▶ 譲渡所得・先物取引・青色申告・消費税のある方は、税務署にて申告してください。(市内の各申告会場では受付を行いません。)

▶ 税理士による無料税務相談を、2月17日(月)～3月4日(火)の期間に田原市役所会場にて行います。(渥美支所・赤羽根市民センターでは行いません。)

▶ 地区別指定日に都合の悪い方は、申告期間内の都合の良い日に申告してください。また、市内の方は、いずれの申告会場でも受け付けていますので、ご都合の良い会場をご利用ください。